



® 平成 29 年 5 月 19 日 (金)

No. 14447 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆ウェブサイトブロッキングについての
欧州の動向……………(1)

☆フラッシュ(特許庁人事異動)……………(6)

☆知財高裁開廷一覧……………(6)

☆知的財産関連ニュース報道(中国版)……………(7)

ウェブサイトブロッキングについての 欧州の動向

ゾンデルホフ&アインゼール法律特許事務所

弁護士 松永 章吾

本紙平成28年(2016年)8月17日号(No. 14266)〔「商標権侵害を理由とするサイトブロッキングを命じた英控訴院判決」〕で報告させていただいたとおり、英控訴院は2016年7月16日に、欧州で初めて商標権侵害を理由とするサイトブロッキング(特定のウェブサイトへのアクセスを遮断する措置の実施)をインターネットサービスプロバイダ(以下「ISP」とい

う。)を命じたイングランド・ウェールズ高等法院の一審判決を維持する内容の判決を言い渡し、大きな注目を集めた(カルティエ事件判決[2016] EWCA Civ 658, 06 July 2016)。

本稿では、本カルティエ事件判決のその後の進展と、サイトブロッキングについての他のEU加盟国の状況について報告する。



知的財産の戦略強化を図ります®

特許業務法人

岡田国際特許事務所

会長 弁理士 岡田 英彦(訴訟)
パートナー補 弁理士 佐久間 卓見(機械)
副所長 弁理士 安藤 徹(物理)
弁理士 太田 直矢(バイオ)
顧問 弁理士 伊藤 寿浩(化学)

所長 弁理士 服部 光芳(機械)
パートナー補 弁理士 矢代 加奈子(商標)
相談役 弁理士 福田 鉄男(機械)
米国 弁理士 ロヒト・デワン

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10番19号(名古屋商工会議所ビル内)

TEL 名古屋(052)221-6141 FAX(052)221-1239

URL <http://www.okada-patent.gr.jp>

1 カルティエ事件について

(1) 英控訴院判決の概要

本訴訟は、商標権者であるカルティエほかの高級ブランドが、英国の大手ISP 5社に対して、偽ブランド品を販売する複数のウェブサイトに対するサイトブロッキングを請求したものである。

原審判決及びこれを維持した本判決が注目され原告の請求を認容した理由は主として3つある。

(ア) 偽ブランド品販売サイト排除のための絶大な効果

本件各被告ISPの英国ブロードバンドサービス市場における合計シェアが95%以上にも上るため、指定された偽ブランド品販売サイトに対する英国のインターネットユーザーのアクセスがほぼ排除される。しかも、命令の名宛人となるISPは、指定されたIPアドレスやドメイン名をブラックリスト化して遮断すれば免責されるのではなく、違法行為を行うウェブサイトのサーバーのIPアドレスやドメイン名の変更の有無を常時モニターし、その変更に対応してサイトブロッキングを継続しなければならないため、指定された偽ブランド品販売サイト遮断の効果は絶大なものとなる。

(イ) ブロッキングコストのISP負担

原審判決及び本判決は、EUエンフォースメント指令第11条¹等の規定の趣旨のほか、ISPにはEU Eコマース指令により一定の法的責任の免責が認められていること、そしてサイトブロッキングにかかる費用は、ISPのビジネスによって得られる利益によって賄われるのが公平であるとの理由から、ISPにその費用負担が命じられた。

因みに、ISPがかかる命令を実行するために外部業者を使ってサーバーのIPアドレスやドメイン名の変更の有無を常時モニターし、これらの変更についての通知を受けるためには、1ウェブサイトあたり年間3600ポンド(約50万円)のコストがかかることがあるとのことである²。本件で指定された偽ブランド品販売サイトは数件だけであるが、今後同種訴訟が増加することによりISPが被る経済的損失は重大なものとなる虞がある。

(ウ) 英国商標法上の明文の根拠規定の欠如

英国著作権法³にはサイトブロッキングを認容する根拠規定(著作権・意匠・特許法第97A条)があるのに対して、同商標法上⁴はサイトブロッキングを認める明文上の根拠を欠く。

しかしながら、本判決は、EU加盟国を拘束するEUエンフォースメント指令第11条は「各加盟国は、司法当局が知的財産権の侵害を認めるときには、知的財産権の侵害継続を防止するために侵害人に対する差止をなしうる制度を設けなければならない…また、知的財産の権利者が、侵害人に対してサービスを提供する者に対してその差止を申し立てられるようにしなければならない。(筆者抄訳)」と規定しており、同規定の趣旨とこれに基づく英国Senior Courts Act 第37条1項⁵(「控訴裁判所は、正当かつ便宜に適うと裁判所が判断した場合においては、侵害の差止を命じることができる。(筆者訳)」)の解釈によって裁判所にサイトブロッキングを命じる権限が認められていると判示した。また、本判決は、差止請求を認容する裁判所のequitable powerはそもそも広汎であり、その行使は裁判例上認められている範囲に限定されないこと、EUエンフォースメント指令第11条は、ISPに対するサイトブロッキング命令を含む差止請求に関する裁判所の司法権行使を発展させるための原理を定めたものであるとし、商標権侵害を理由とするブロッキングも裁判所が正当かつ便宜に適うと判断した場合にはこれを言い渡す権限が認められると言及している。

(2) 控訴人ISPによる最高裁判所への上告

2017年2月、控訴人らは英国最高裁判所に本件の上告を行った。

しかし、上告が受理された請求の範囲は、サイトブロッキングにかかるコストの権利者への求償請求に限定されており、英控訴院判決が採用したサイトブロッキング命令言渡しの基準が違法であるとした上告人らの請求はいずれも理由がないものとして不受理となった。

すなわち、英控訴院判決の判断は①指定された偽ブランド品販売サイトにより現実に英国内にど